

# 情報ステーション

市役所 ☎23 2111  
白沢支所 ☎53 2111  
利根支所 ☎56 2111

## お知らせ

ハローワーク沼田から  
移転のお知らせ

移転日 9月24日(火)  
新住所 〒378-0044  
之町88番地テラス沼田5  
階  
※駐車場は下之町(立体・平面)  
駐車場をご利用ください  
その他 電話番号・ファクス番  
号の変更はありません  
問い合わせ ハローワーク沼田  
☎8609へ

農業委員会からのお知らせ

■農地利用状況調査を実施しま  
す  
農業委員会では、農地法の規  
定に基づき、市内全域の農地に  
ついて、農地利用状況調査を実  
施します。遊休農地の把握と発  
生防止・解消、違反転用の発生  
防止などについて取り組むため  
の調査です。  
調査の際には、農地の中に立  
ち入ることもありますので、ご  
理解とご協力をお願いします。  
■農地の適正な管理をお願いします

8月・9月  
おはなしポケット  
8月17日(土) 夏休みスペシャル「なつのいちにち」  
※工作もします  
9月7日(土) 「パパ、おつきさまとって」  
9月21日(土) 「きょうのごはん」  
とき 午後2時30分  
ところ 図書館3階おはなしのへや

ます  
農地は、一度耕作をやめて数  
年経てば原型が分らないほど  
荒れてしまい、耕作できる状態  
に戻すのに大変な労力と費用が  
かかります。  
また、雑草木が生い茂り病虫  
害の温床となり、近隣農地の農  
業振興や周辺住民の生活環境に  
悪影響を及ぼすなど大変迷惑が  
かかりますので、草刈りや耕起  
など農地の適正な管理をお願い  
します。  
■農地法の手続きについて  
農地法とは、農地とその耕作  
者の権利保護や食料の安定供給  
を目的に、農地を農地以外のも  
のにすることを規制して農地の  
効率的な利用を図るための法律  
です。  
農地の権利移転や農地を農地  
以外宅地などの用途に使用す  
るためには法律に基づいた手続  
が必要で、手続きをせずに  
行った場合は法律で罰せられま  
す。  
農地法の申請手続きには、い  
ろいろな要件が関わってくるた  
め、事前に農業委員会事務局、  
または地元の農業委員、推進委  
員にご相談ください。  
■許可の解説

第3条許可 農地を農地として  
使用するために権利設定や移  
転を行うとき  
第4条許可 自分の農地を自分  
で農地以外に使用するとき  
第5条許可 農地の所有者以外  
の人が農地以外に使用するた  
めに権利設定や移転を行うと  
き  
問い合わせ 農業委員会事務局  
☎内線5018・5019へ  
全国一斉  
子どもの人権110番強化週間  
法務省と全国人権擁護委員連  
合会では、8月29日(木)から9  
月4日(水)までを「子どもの人  
権110番強化週間」として、  
いじめ、体罰、虐待など子ども  
の人権に関する相談・悩み事  
についての電話相談を、時間を延  
長して実施します。  
専用電話番号(全国共通)☎01  
20(007)110  
受付時間  
▽平日 午前8時30分～午後7  
時  
▽土・日曜日、祝日 午前10時  
～午後5時  
その他 相談は人権擁護委員と  
法務局職員が受け、秘密  
は固く守られます

問い合わせ 前橋地方事務局人  
権擁護課 ☎027(221)4  
426へ  
「井戸所有世帯」の調査に  
ご協力ください  
県が毎年行っている「地下水  
質概況調査」の実施に際し、井  
戸所有世帯の情報提供をお願い  
します。  
なお、飲用、その他の利用に  
ついては問いません。  
締め切り 8月14日(水)  
問い合わせ 井戸の所有情報は、  
環境課環境係 ☎内線3072、  
地下水質概況調査については、  
利根沼田森林環境事務所 ☎2  
4481へ  
市職員が家屋調査を行います  
新築や増築した家屋の固定資  
産税の評価額を算定するために、  
市職員が家屋調査を行いますの  
で、ご協力をお願いします。  
家屋の全部、または一部を取  
り壊した場合や店舗、住宅など  
を他の用途に変更した場合も調  
査を行いますので、ご連絡をお  
願います。  
問い合わせ 課税課資産税係 ☎  
内線3014・3016へ

沼田税務署からのお知らせ  
事業者向け「消費税軽減税率制  
度説明会」を開催します

10月1日(火)から導入される  
消費税の軽減税率などについて  
説明会を行います。

とき 8月27日(火)・28日(水)  
・29日(木)の午後1時～2時  
30分、または午後3時～4時  
30分

ところ 沼田税務署2階会議室  
内容 軽減税率制度の概要対  
象品目、帳簿・請求書の記載  
方法など／適格請求書等保  
存方式の概要／軽減税率制度  
対策補助金／キャッシュレス・  
消費者還元事業  
対象 事業者ならどなたでも  
※予約不要、先着順  
参加費 無料  
問い合わせ 沼田税務署法人課  
税部門 ☎2131(自動音  
声案内で「2」を選択)へ

恒久平和を願って黙とう

戦争で亡くなった人たちのこ  
冥福と世界の恒久平和を祈念し  
て1分間の黙とうを捧げましょ  
う。  
広島原爆投下 8月6日(火)午  
前8時15分

長崎原爆投下 8月9日(金)午  
前11時2分  
戦没者追悼 8月15日(木)正午  
◆核兵器廃絶平和都市宣言  
私たち沼田市民は、何よりも  
大切な平和を守り、人間性豊か  
なまちづくりを目指しています。  
しかし、今もなお核兵器は、  
私たちにとって深刻な脅威とな  
っています。  
私たちは、すべての核兵器の  
速やかな廃絶を求め、真の永久  
平和が実現することを願ひ、こ  
こに「核兵器廃絶平和都市」を宣  
言します。  
問い合わせ 総務課行政係 ☎内  
線4012へ  
農薬の使用方法を確認しましよ  
う  
農薬適正使用の基本事項  
■農薬使用基準を順守すること  
■消費者の信頼確保のため取り  
組むべきこと  
▽農薬を使用した日や場所、作  
物、農薬の種類や量を記載す  
ること  
▽有効期限切れ農薬を使用しな  
いこと  
▽農薬が飛散しないようにする  
こと  
▽水田で使用する農薬の止水期

間は1週間程度とるようにす  
ること  
▽土壌くん蒸剤の被覆期間を守  
り揮散防止・防漏れ防止に  
努めること  
■県指定農薬の適正な取り扱い  
県では、人畜、蚕、魚介類な  
どに強い毒性を有する農薬を指  
定農薬として販売・使用に注意  
を呼び掛けています。指定農薬  
のうち流通と使用の抑制指導を  
行うものを抑制指導農薬(合成ピ  
レスロイド系製剤、BT生菌製  
剤など)としており、認められた  
地域でのみの使用となりますの  
で注意が必要です。  
問い合わせ 農林課農林振興係  
☎内線5014へ  
「サラダパークぬまた」からの  
お知らせ  
8月17日(土)・18日(日)  
サギ草展示販売会  
白鷺(シラサギ)が飛んでいる!!  
代表 林 春男  
▽ワンワンサンデー  
愛犬と遊ぶ(参加費無料)  
主催 ドクタウン工房  
とき 9月1日(日)雨天決行



問い合わせ サラダパークぬま  
た ☎9301、農林課農林  
振興係 ☎内線5013へ  
9月は知的障害者福祉月間  
9月10日(火)「共に生きる未  
来をめざして」をスローガンに  
福祉パレードを行い、利根沼田  
地域の各市町村を訪問してメッ  
セージを伝達します。  
問い合わせ 社会福祉課障害福  
祉係 ☎内線3109、社会福  
祉協議会 ☎23267へ  
原爆・戦争遺跡パネル展  
被爆体験記朗読会  
■原爆・戦争遺跡パネル展  
被爆から74年。世界で唯一の  
被爆国として、悲しみの歴史を  
再び繰り返すことのないよう、  
次代に語り継ぐため、原爆や戦  
争遺跡パネルの展示と広島長崎  
の原爆に関するDVDを上映し  
ます。  
とき 8月10日(土)から30日  
(金)までの午前8時30分～午  
後5時15分  
ところ 市役所4階市民ロビー  
ぱるく  
■被爆体験記朗読会  
国立広島原爆死没者追悼平和

記念館に登録されている被爆体  
験記朗読ボランティアの人が、  
被爆のことを直接知る人のみが  
書きうる真実、心情が伝わら  
れた体験記や原爆詩を朗読しま  
す。  
被爆の実相、平和への思いを  
感じてください。聴講者による  
朗読体験も行います。  
とき 8月15日(木)午後1時30  
分～午後1時45分(開始)  
ところ 市役所5階議場Wa  
it zホール  
定員 100人(先着順)  
参加費 無料  
問い合わせ 総務課行政係 ☎内  
線3212へ  
8月は経済産業省主催の  
電気使用安全月間です!  
電気は  
正しく安全に  
使いましょう!  
使わない時  
OFF!  
濡れ手は  
使わない  
https://www.kdh.or.jp/  
ぼくは電気エレン  
関東電気保安協会